第VII部 外国語書面出願

第1章 外国語書面出願制度の概要	
1. 概要	-
2. 外国語書面出願に関する書面	-
2.1 願書	
2.2 外国語書面及び外国語要約書面	-
2.3 翻訳文	-
2.4 誤訳訂正書	-
3. 翻訳文が提出されなかった場合の取扱い	-
3.1 「外国語書面(図面を除く。)」の翻訳文が提出されなかった場	
合	-
3.2 「外国語書面」の図面の翻訳文が提出されなかった場合 3	-
3.3 要約書の翻訳文が提出されなかった場合3	-
4. 外国語書面出願の明細書等についての補正4	-
4.1 補正の対象となる書面4	-
4.2 明細書等について補正ができる時期4	
5. 外国語書面出願に関する拒絶理由4	-
5.1 原文新規事項の追加4	-
5.2 翻訳文新規事項の追加4	
6. 各種出願についての取扱い	
6.1 分割出願の取扱い	, -
6.1.1 分割出願の形態	, -
6.1.2 原出願が外国語書面である場合の分割出願の可能な時期(ケ	
ース1又はケース2) ······ 5	
6.1.3 審査における留意事項	
6.2 変更出願の取扱い	
6.2.1 変更出願の形態	, -
6.2.2 原出願が外国語書面出願である場合の変更出願の可能な時	
期(ケース1)	
6.2.3 審査等における留意事項	
6.3 実用新案登録に基づく特許出願の取扱い	
6.3.1 実用新案登録に基づく特許出願の形態	
6.3.2 審査における留意事項	; -

6.4	国内	9優先権の主張の取扱い	8 -
6.4	4.1	国内優先権の主張の形態	8 -
6.4	4.2	先の出願が外国語書面出願である場合の国内優先権の主張	

- 第2章 外国語書面出願の審査

1. 概要
2. 原文新規事項
2.1 明細書等に原文新規事項が存在するか否かの判断1.
2.2 原文新規事項の判断に係る審査の進め方
2.3 外国語書面を照合すべきケースの類型4
3. 翻訳文新規事項
3.1 翻訳文新規事項を追加する補正であるか否かの判断7
3.2 翻訳文新規事項の判断に係る審査の進め方
4. 誤訳訂正書による補正
4.1 誤訳訂正書による補正がされた場合の審査
4.1.1 訂正の理由等の記載が十分でない場合の取扱い·8·
4.1.2 補正書による補正で対応可能な補正事項であるとして誤訳
訂正書に含まれた補正事項が、実際には、翻訳文新規事項
(補正書による補正で対応不可能な補正事項)であった場合
の取扱い
4.1.3 最後の拒絶理由通知等の指定期間内に、補正書による補正
で対応可能な補正事項を含む誤訳訂正書が提出された場合
の取扱い
4.1.4 翻訳文新規事項を追加する補正書が提出された後に、その
翻訳文新規事項を維持する誤訳訂正書が提出された場合の
取扱い
5. 外国語書面出願の審査の進め方
6. 誤訳訂正書の提出要領
6.1 訂正の理由の説明に必要な資料
6.2 誤訳訂正書の具体例
6.3 補正書による補正で対応可能な補正事項を誤訳訂正書に含ませ
ることについて
6.4 同日付けの補正書と誤訳訂正書とを別個に提出する場合の留意
事項

<関連規定>